

## ○ 認知症サポーター養成講座

認知症の正しい知識と理解があり、認知症の方やその家族を暖かく見守る応援者のことです。認知症サポーターになっても、特別に何かをする必要はありません。講座を受けて友人や家族にその知識を伝えるなど、自分のできる範囲で活動することで、認知症の方やその家族の支えになります。養成講座を受講して認知症サポーターになりませんか？

受講を希望される方が少人数でも出前講座を行います。受講された方には、認知症サポーターの証としてオレンジリングをお渡します。

◆対象者:築上町内の住民及び職場のグループ

◆所要時間:1時間～1時間30分程度(対象者に合わせて時間調整します)

◆受講料:無料

申し込み：築上町地域包括支援センター（福祉課 地域包括支援係） ☎52-0001(内線 144・145)

## ○介護予防サービス

| サービス種別                               | サービス内容   |
|--------------------------------------|--|
| 元気はつらつ教室<br>福祉課 高齢者福祉係<br>☎ 56-0300  | 通所型施設で運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善を行い、身体機能低下を予防します。送迎があります。<br>利用:毎火曜日(3か月間) 利用料:昼食代のみ 550円/1回  |
| 脳トレ運動教室<br>福祉課 高齢者福祉係<br>☎ 56-0300   | 65歳以上の方を対象にマットを使った運動や頭の体操で身体と脳を鍛える教室です。1回あたり1時間30分の内容です。<br>利用:全8回 受講料:無料              |
| 貯筋運動教室<br>福祉課 高齢者福祉係<br>☎ 56-0300    | 65歳以上の方を対象に筋肉を強化し足腰を丈夫にする体操教室です。座ったままやその場でできる体操・ストレッチを行います。利用:全12回(年2回開催) 受講料:無料 送迎あり。 |
| 高齢者生きがい教室<br>福祉課 高齢者福祉係<br>☎ 56-0300 | 閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者等の社会的孤立感を解消するための生きがい教室です。陶芸・表装・フラダンス・書道・ヨガの教室を行っています。                |
| ふれあい健康サロン<br>住民課 健康増進係<br>☎ 52-0001  | サロンを通じて健康相談と健康教育を目的としている。血圧測定・体調変化の有無、口腔ケア等、介護予防を実践している52自治会にて月1回～2回行っています。            |



| サービス種別               | サービス内容  |                                |
|----------------------|---|--------------------------------|
| 寝具類等洗濯乾燥<br>消毒サービス事業 | 老衰、心身の障害及び疾病等の理由で寝具類の衛生管理が困難な高齢者等に対し、寝具を洗濯・乾燥・消毒することにより、清潔で快適な生活が過ごせるよう支援するサービスです。                                  | 利用回数:年 2 回以内<br>利用料:実費の 1 割    |
| 住宅改造資金<br>助成事業       | 介護保険の認定で「要支援・要介護」と認定された方、又は重度身体障害者等の高齢者世帯が、安心して過ごせるように、住宅改修費用の一部を助成します。住民税非課税世帯であり、介護保険住宅改修費上限額を使用した方が対象です。         | 助成額:対象工事の 30 万円を上限とし 1 回限り     |
| 生活管理指導<br>短期宿泊事業     | 基本的な生活習慣が欠如し対人関係が成立しない等、社会適応が困難で生活習慣の指導、体調調整をしなければならない高齢者で介護保険の認定を受けていない方に対し介護保険老人福祉施設等に一時的に保護し、日常生活に対する指導や支援を行います。 | 利用期間: 7 日以内<br>(利用料:1 日:910 円) |

## ○その他

問い合わせ:総務課 行政係 ☎56-0300 (内線 335・330)

|                     |   |   |
|---------------------|---|---|
| 高齢者運転免許<br>自主返納支援事業 | 満 70 歳以上の高齢者が運転免許を自主返納した方に対して支援します。<br>対象者:次の全てに該当する方<br>① 築上町在住で満 70 歳以上の方<br>② 運転免許を自主返納した日から3月以内の方 | 支給内容<br>① 築上町コミュニティバス乗車券(2年間有効)<br>② 補助金(5,000円)<br>①②の両方の支援が得られます。1回限り |
|---------------------|---|---|

問い合わせ:福祉課 高齢者福祉係 ☎56-0300 (内線 252・254)

|       |  |
|-------|--|
| 老人クラブ | 明るい長寿社会を作るために、高齢者の知識と経験を生かし、生きがいと健康づくり、社会活動参加などを行っている自主的な組織です。 |
|-------|--|

問い合わせ:公益社団法人 築上町シルバー人材センター ☎57-4800

|                    |  |   |
|--------------------|--|---|
| ワンコイン手助け<br>安心サービス | 満 65 歳以上の一人暮らし又は高齢者世帯の方、身体に障害をお持ちの一人暮らしの方を対象にチョットしたお手伝い(30分以内)のサービスです。 | 料金:一律 500 円<br>布団や洗濯物干し・取り込み、植木の水やり、電球の交換、買い物代行、精米等々。 |
|--------------------|--|---|

## ○高齢者福祉サービス

問い合わせ：福祉課 高齢者福祉係 ☎56-0300 (内線 252・254)

| サービス種別                        | サービス内容   |   |
|-------------------------------|--|---|
| 「食」の自立支援事業<br>(配食サービス)<br>(*) | 老衰、心身の障害及び傷病等の理由で、調理が困難なひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯に対し、栄養のバランスのとれた食事(夕食)を配達するとともに利用者の安否確認をします。  | 利用可能日:1月1日~3日を除く毎日<br>利用料:平日 350 円/食<br>土・日・祝・盆・年末は<br>400 円/食                    |
| 外出支援サービス事業<br>(タクシー利用券給付)     | 介護保険で「要支援」と認定され、住民税非課税世帯の高齢者に対し、通院時に利用するタクシー料金の初乗運賃に相当する額を助成します。生活保護受給者、福祉タクシー利用者は対象外です。                                     | 利用回数:月 2 回以内<br>助成額:小型タクシー初乗運賃相当額(超えた料金は利用者負担)                                    |
| 緊急通報装置<br>利用事業                | 緊急事態の発生が予想される虚弱なひとり暮らしの高齢者等に対し、機器を貸与するサービスです。相談・緊急のボタンがあり緊急ボタンを押せば京築広域圏消防本部(119番)に通報が届きます。                                   | 設置費:無料(電池代・通話料は利用者負担)   |
| 在宅介護支援事業<br>紙おむつ等給付券<br>給付事業  | 介護保険で「要介護」と認定され、紙おむつ等を必要とする方(要介護 1~3の方については、医師の意見書が一定基準以上で、尿失禁状態の為、常時紙おむつを必要とする判定のある方)に対し紙おむつ券を支給します。入院・入所中の方、生活保護受給者は対象外です。 | 住民税非課税の方が対象<br>給付額:紙おむつ等給付券<br>住民税非課税世帯<br>6,000 円/月額<br>本人非課税・課税世帯<br>3,000 円/月額 |
| 在宅寝たきり介手当<br>支給事業             | 在宅寝たきりの者(介護保険の認定で要介護 3~5の状態にある者、又は重度の障害で寝たきりにある者)を住居または居所において 6 か月以上にわたり常時介護する方に支給します。ただし無収入に限ります(年金受給者を除く)                  | 支給額:20,000 円/月額<br>(4 月・10 月支給)<br>*在宅介護した日数が 1 か月につき 15 日未満の場合、当月分は支給しない         |
| 訪問理美容<br>サービス事業               | 理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者等に対し理美容業者が居宅まで訪問して理美容サービスを提供します。   | 利用回数:年 4 回以内<br>助成金:出張料金<br>(理美容代は利用者負)   |

(\*)民間の配食サービスについては、わかる範囲で情報提供を行います。

## 7. 町の高齢者サービス

### ○ 築上町徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業

徘徊の心配がある高齢者等を家族等の希望により事前登録することができる制度です。登録すると、町が関係機関と情報を共有し地域と連携して、高齢者等とその家族への支援を行います。また、徘徊等で行方不明になった場合に、早期発見や保護に活用します。

申請窓口：福祉課 高齢者福祉係 ☎56-0300(内線 252・254)  
築上町地域包括支援センター(福祉課 地域包括支援係) ☎52-0001(内線 144・145)

検索時は防災行政無線、ホームページ掲載、SNS、「防災メール・まもるくん」などを通じて情報発信を行います。

※注「防災メール・まもるくん」は、福岡県が運用する事前登録方式のメール配信システムです。防災情報や地域の安全情報のほかに、徘徊・行方不明者情報も配信できます。多くの方の登録をお願いします。

問い合わせ：総務課 行政係 ☎56-0300(内線 330・321)

### ○ 見守りメールセンサー貸与事業

屋内(トイレなど)に設置して、感知した安否情報を定期的に登録されたご家族のメールアドレスにお知らせします。

設置費:無料(通話料は利用者負担、安否メールの受診料はご家族負担)

問い合わせ：福祉課 高齢者福祉係 ☎56-0300(内線 252・254)

### ○ オレンジカフェ「きづき」

こんな場所を目指していて、どなたでも参加できます。

- ◆ 認知症の方とその家族にとっての居心地の良い居場所
- ◆ 認知症の正しい理解と普及啓発の場所
- ◆ 認知症の方が安心して参加し自身の力を発揮する場所

日 時:毎週木曜日 10:00~15:00

場 所:築上町農業公園管理棟(アグリパーク)

利用料:無料(イベント等の参加費やカフェメニューは有料)

送迎:家までの送迎有ります。利用日の2日前正午までに福祉課高齢者福祉係(本庁内線 252)まで予約してください。

